

ものづくり魅力発信助成金交付要綱

全部改正 令和元年5月22日 経も第65号
最近改正 令和3年3月30日 経も第5212号

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小製造業者のものづくりに対する住民の理解促進並びに児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成及び企業間の連携による新たな商品開発、販路拡大等を図るために実施する取組に対し、その活動経費の一部を助成することにより、ものづくりの魅力向上・発信に寄与することを目的とする。

2 本助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(名称)

第2条 この助成金の名称は「ものづくり魅力発信助成金」（以下「助成金」という。）とする。

(定義)

第3条 この要綱における「中小製造業者」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であり、かつ、日本標準産業分類の「大分類E—製造業」に定める業種をいう。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所（研究部門））を置く中小製造業者であり、2者以上の事業者（以下「団体」という。）で申請する場合は、その構成員のうち2分の1以上が横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所（研究部門））を置く中小製造業者であること。
- (2) 申請者（団体の場合にあつては、代表企業等）が市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (3) 構成員のうち2分の1以上が、本助成金の交付を申請する他の団体の構成員を占めていないこと。

2 次の各号に該当する場合は、助成対象者としない。

- (1) 申請年度において本助成金の交付を受けたもの
- (2) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの、又はその構成員が申請者又は申請団体にいる場合。
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの

(助成対象事業)

第5条 本助成金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 助成対象者が主催し、横浜市内で行う事業かつ自主的な非営利の事業で、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア ものづくりに対する住民等の理解促進又は魅力向上に資する事業

イ 児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成に資する事業

(2) 2者以上の事業者で連携し、新製品の開発、販路開拓等を行う事業で、次に掲げるいずれかに該当するもの

ア 新製品・新技術開発、共同受注等に取り組むための市場動向・技術調査事業

イ 研修会・勉強会の開催又は講演会・セミナーへの参加等による情報収集事業

ウ 展示会等（展示会、見本市、商談会又はこれらに類するもので、オンラインで開催するものを含む。）への出展による販路開拓事業。ただし、販路拡大又は販売促進のために国内外で行われる製品、技術等を紹介する展示会等のうち、本市が主催又は共催する展示会等を除く。

エ ホームページ開設及びパンフレット作成等による広報活動事業

2 前項に掲げる事業のほか、本助成金の目的に資すると市長が認めるものについては、助成対象事業とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象事業としない。

(1) 公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業

(2) 事業の全てを委託する事業

(3) 政治活動又は宗教活動に関する事業

(4) 自社製品などを販売・広報する事業（ただし、第1項第2号に該当する事業は除く。）

(5) 参加者から利益を求める事業

(6) 年間を通して行われるなど継続的な事業

(7) 本市の他の助成金及び国、都道府県、その他の地方公共的団体等から、他の制度による助成金の交付を受けた事業又は交付を受ける予定がある事業

(8) その他市長が適当でないと認める事業

(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は、前条第1項及び第2項に定める事業のうち、別表1及び別表2に定めるところにより、第14条に定める事業実績報告の日までに契約、取得、実施等及び支払が全て完了したもの（以下「助成対象経費」という。）とする。

2 前項に定める経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないこととする。

3 助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは対象経費から除外する。

4 助成対象経費の支払先が、助成対象者及び助成対象団体の構成員又は構成員の属する企業等である場合は、対象外とする。

(助成率及び助成限度額等)

第7条 助成率及び助成限度額は、助成対象経費の2分の1の額又は10万円のうちいずれか少ない額とする。

- 2 前項の助成金額の算出に当たり、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 第1項に定める助成金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行うものとする。

(交付制限)

第8条 同一の助成対象者が、本助成金の交付を受けることができる回数は1年度において1回まで、複数年度を通算して2回までとする。

(交付申請)

第9条 助成金の交付を申請しようとする者は、次の各号に定める書類を紙又は補助金申請システム(経済産業省のシステムであるJグランツをいう。以下同じ。)で添付して、事業を開始する前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) ものづくり魅力発信助成金交付申請書(第1号様式)
 - (2) 役員等氏名一覧表(第2号様式)
 - (3) 申請者(団体の場合にあつては、代表企業等)の発行から3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)等の写し(個人事業主の場合は、法務局へ申請した商号登記に関する登記事項証明書(登記簿)の写し又は個人事業主として税務署へ提出した開業届の本人控えの写し)
 - (4) 申請者(団体の場合にあつては、代表企業等)の定款、規約又は会則等の写し
 - (5) 企業等(団体の場合にあつては、全ての構成企業等)の概要がわかる書類(パンフレット又は会社案内等)
 - (6) 申請者(団体の場合にあつては、代表企業等)の直近1年分の横浜市税(法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税)の納税証明書の写し(個人事業主の場合は個人の納税証明書の写し)
 - (7) 前号のうち、非課税分の税については、非課税確認同意書(第3号様式)
 - (8) 第5条第1項第2号に定める助成金等の交付を受けようとする者は、助成対象経費の金額が確認できる書類(見積書・パンフレット等)
 - (9) 事業概要がわかる書類(チラシ等)
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金規則第5条第2項第2号に定める補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第3項の規定に基づき、省略させることができる。
 - 3 第1項に規定する書類を補助金申請システムで提出する場合は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略し、次の各号に定める事項を補助金申請システム上で申請しなければならない。
 - (1) 申請者の所在地、名称、代表者役職名、氏名
 - (2) 企業又は団体等の規模
 - (3) 企業創業時期(団体設立時期)
 - (4) 連絡担当者及び連絡先
 - (5) 事業概要(事業名、事業期間、参加予定人数、事業目的、事業内容、実施体制及び近隣地域住民等との役割分担、期待される効果)
 - (6) 収支予算計画

- (7) 役員全員の氏名、生年月日及び住所
- (8) その他市長が必要と定める事項

(交付決定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、交付又は不交付の決定に基づき、交付の場合はものづくり魅力発信助成金交付決定通知書（第 4 号様式）により、不交付の場合はものづくり魅力発信助成金不交付決定通知書（第 5 号様式）により、それぞれ申請者に通知する。

3 市長は、補助金規則第 7 条第 4 号の規定に基づき、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第 11 条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、前条第 2 項に定める交付決定通知書の交付を受けた後に、次の各号に掲げる理由により助成金交付申請の取下げを行う場合には、ものづくり魅力発信助成金交付申請取下届（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。
- (2) 交付申請した事業の遂行が困難なとき。

2 前項に規定する助成金交付申請の取下げは、次の各号の定めるところによる。

(1) 助成金交付申請の取下げの期日は、原則として交付対象者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 30 日以内とする。ただし、市長が必要と認める場合にはこの限りでない。

(2) 市長は、前項の規定による交付申請取下届が提出されたときは、当該申請に係る助成金の交付決定は、取り消すものとする。

3 市長は、前項第 2 号による交付決定の取消しをするときは、ものづくり魅力発信助成金交付決定取消及び返還通知書（第 13 号様式）により申請者に通知する。

(事業内容の変更)

第 12 条 交付対象者は、助成対象となる事業、経費等に変更がある場合は、速やかに、かつ、市長が定める日までにものづくり魅力発信助成金事業内容変更申請書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業内容変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、ものづくり魅力発信助成金変更承認通知書（第 8 号様式）により、不適当と認める場合には、ものづくり魅力発信助成金変更不承認通知書（第 9 号様式）により、それぞれ交付対象者に通知するものとする。

3 市長は前項の承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

4 計画の変更により事業実施金額が増額となった場合であっても、当初決定額を上限として助成金を交付する。

(調査等)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、助成対象事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告をさせることができる。

2 市長は、前項の規定による調査等により、交付対象者が助成金交付決定の条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとらせることができる。

3 交付対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 60 日以内又は当該年度の 3 月 15 日までのいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を紙又は補助金申請システムで添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(第 10 号様式)

(2) 助成対象経費の支出を証明する書類の写し(請求書・領収書等)

(3) 事業の実施状況を撮影した写真

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第 14 条第 3 項第 3 号に定める、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける助成対象者の資産及び負債に関する事項を記載した書類は、添付を省略させることができる。

3 第 1 項に規定する書類を補助金申請システムで提出する場合は、第 1 項第 1 号の書類を添付する代わりに、次の各号に定める事項を補助金申請システム上で申請しなければならない。

(1) 申請者の所在地、名称、代表者役職名及び氏名

(2) 申請者(団体)の名称、規模、構成員、連絡先

(3) 事業概要(事業名、事業期間、実施場所、参加人数、事業内容、得られた効果、事業課題、今後の取組予定)

(4) 収支決算

(5) その他市長が必要と定める事項

(助成金の交付額確定)

第 15 条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金額を確定して、ものづくり魅力発信助成金交付額確定通知書(第 11 号様式)により交付金額及び交付条件を通知するものとする。ただし、交付確定額は、第 10 条第 2 項により通知した助成金の決定額を上回ることはできない。

2 助成金の交付額確定に当たり、助成対象経費の減額があった場合は、減額になった助成対象経費をもって助成金額の算出を行う。

(助成金の請求等)

第 16 条 前条の交付額確定通知を受けた交付対象者は、速やかに、ものづくり魅力発信助成金交付請求書(第 12 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第 17 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金の交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
- (4) その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき又は助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により交付決定を取り消すときは、ものづくり魅力発信助成金交付決定取消及び返還通知書（第 13 号様式）により申請者に通知する。

4 市長は、交付対象者が第 1 項各号に該当した場合、申請者（団体の場合にあつては、代表企業等）の名称、及びその内容を公表することができる。

5 市長は、申請者が第 1 項の規定に基づく取消決定を受けてから 2 年を経過しない場合は、本助成金の交付申請を受け付けない。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 前条の規定により、市長が助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、助成金の返還を命じたときは、交付対象者は助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。

3 交付対象者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 第 1 項及び第 3 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(警察本部等への確認)

第 19 条 市長は、必要に応じ助成対象者等の構成員等についての、第 4 条第 2 項第 2 号の該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ助成対象者等の代表者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

(関係書類の保存期間)

第 20 条 補助金規則第 26 条の規定に基づく市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(公表)

第 21 条 本助成金の交付を受けた申請者等の概要（団体名、企業名、会員企業名等）、交付年度、活動内容の概要、助成金額等は公表できるものとする。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、全部改正前の「チームdeものづくり」応援事業 補助金交付要綱及び住工共生活動応援事業補助金交付要綱に基づき行った交付決定による交付等の手続等については、なお従前の例による。

(施行期日)

3 この要綱は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。

(施行期日)

4 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条第 1 項第 1 号及び第 6 条関係) 助成対象経費

事業内容 (第 5 条第 1 項第 1 号)	経費区分	適用	備考
ア ものづくりに対する 住民等の理解促進又は 魅力向上に資する事業	報償費	講師等への謝金、出演料等	事業に見合った講師料であること。
	旅費	講師等の交通費	関係者の視察等の旅費は対象外
イ 児童・生徒を対象と	消耗品費	周知等に必要チラシ類の用紙代、 材料代、案内看板等の製作費、イベ	事業に見合った数量であること。事

した将来のものづくり 人材の育成に資する事業		ント来場者に無料で配布する記念品等（チラシ等であらかじめ周知してあるもの）、スタッフ用被服費	務用品等の汎用的な消耗品は対象外
	燃料費	プロパンガス等の燃料、発電機用のガソリン等	事業用として明確に区分できないものは対象外
	食糧費	参加者に無料で提供する飲食料等	酒類は対象外 主催者等のスタッフに提供される飲食料等は対象外
	印刷製本費	ポスター、チラシ、会議資料等印刷代	事業に見合った数量であること。
	光熱水費	助成対象事業の実施に必要なガス、水道、電気代等	事業用として明確に区分できないものは対象外
	通信運搬費	郵送料（切手は郵送枚数、郵送先、郵送理由を明記）	
	広告料	新聞折り込み費用等	事業に見合った数量であること。
	保険料	損害・賠償責任保険料、傷害保険料等	
	委託料	会場設営委託料、会場警備委託料等	
	使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料、備品レンタル料、音響機材レンタル料等	

(備考)

- 1 助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費を対象とする。
- 2 備品や音響機材等を購入する費用は対象外とする。

別表2（第5条第1項第2号及び第6条関係） 助成対象経費

事業内容 (第5条第1項第2号)		経費区分	適用
ア 情報収集事業	研修会等開催・講演会等の参加	謝金	
		交通費 ※	(宿泊費、食費は除く)
		会場費	会場借上料 設備使用料
		参加費	セミナー等の参加費

イ 広報活動事業	パンフレット等の作成	外注・委託費	パンフレット等作成にかかるデザイン委託費
			パンフレット等作成にかかる印刷費
	その他	その他パンフレット等作成に必要とされる経費のうち市長が認めるもの	
	ホームページの開設	外注・委託費	ホームページ作成委託費（初期開設時のみ）
その他		その他ホームページ開設に必要とされる経費のうち市長が認めるもの	
ウ 販路開拓事業	展示会等出展	出展費	展示ブースの使用料（小間代）
		会場整備費	展示ブース装飾灯 展示ブース内配線・配管料 会場内水道・光熱費 設備等レンタル料
		交通費 ※	（宿泊費、食費は除く）
		参加費	商談会等の参加費
		その他	その他展示会等出展に必要とされる経費のうち市長が認めるもの
エ 市場動向・技術調査事業	調査の実施	外注・委託費	調査等にかかる委託費
		その他	その他調査費に必要とされる経費のうち市長が認めるもの

（備考）

- 1 助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費を対象とする。
- 2 （※）実績報告書により、その出張費用が事業に係るものであることが明確であること。
 なお、宿泊費等と一体となったパック旅行を利用した場合は、金額から宿泊費等相当額を控除した額を旅費と認める場合もある。